

令和2年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第18日（令和2年3月19日 木曜日）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議事日程

日程第1 市長提出、議案第4号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第29号「高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について」までの議案26件を一括議題

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 12人

現在員数 12人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 11人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	9番	細川博史君
10番	前田晃君	11番	浅尾公厚君
12番	永野裕夫君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	局長補佐	中嶋由美君
庶務係主事	佐野舞君	主幹	猿田光一君
主幹	谷前恭子君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	戎井 大城 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	中津 健一 君
危 機 管 理 課 長	倉松 克臣 君	消 防 長	宮上 眞澄 君
消 防 署 副 署 長	宮地 直道 君	健 康 推 進 課 長	山下 育 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
まちづくり対策課長	中尾 吉宏 君	観 光 商 工 課 長	二宮 眞弓 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	和泉 政彦 君	水 道 課 長	谷崎 清 君
じ ん け ん 課 長	早川 聡 君	特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君
収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君	教 育 長	弘田 浩三 君
こ ども 未 来 課 長	伊藤 牧子 君	生 涯 学 習 課 長	田村 五鈴 君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷 幸則 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井上 美樹 君
監査委員事務局長	文野 喜文 君	国 立 公 園 * ジ オ パ ー ク 推 進 課 長	酒井 満 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和 2 年土佐清水市議会定例会 3 月会議、第 18 日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。

8 番、甲藤眞君が所用のため欠席する旨、届け出がありましたので報告をいたしておきます。

日程第 1、市長提出、議案第 4 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 6 号）について」から議案第 29 号「高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について」までの議案 26 件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 弘田 条君。

(予算決算常任委員会委員長 弘田 条君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(弘田 条君) おはようございます。令和2年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第4号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算(第6号)について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、9款2項1目学校管理費について

委員から、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業について、全員にタブレットが行き渡るのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、小学五、六年生を対象に、国が掲げているGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備事業により、タブレットの購入を進めている。令和4年度中にタブレット端末、あるいはパソコンを全児童1人に1台導入していく構想であるとのこととあります。

また、別の委員から、プログラミング教育とはどういうものかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、コンピューターに子供たちが考えた処理を行わせるための教育で、論理的な思考力、プログラミング的思考を育むもの。自分がプログラミングをすることで、どのような結果が出るかということを経験の中で確実に理解できるものとなっている。来年度から小学校の新学習指導要領導入に伴い、プログラミング教科が必修科目となり、全国一律にICT環境の整備に向け、本市も取り組んでいくとのこととあります。

さらに、同委員から、タブレット150台の購入方法についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、高知県が県下の購入台数を総括して入札を行い、各自治体が契約購入することとあります。

加えて、同委員から、財源として充当している補正予算債についての質疑に対し、本事業に対する補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%が基準財政需要額に算入されるとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第9号「令和2年度土佐清水市一般会計予算について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、6款1項1目商工振興費について

委員から、産業振興推進総合支援事業費補助金の事業概要について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、中浜の節納屋業者が同地区の県道沿いに、削り節の加工、事務所、商品の販売、削り節の体験観光に加え、だしとりの体験観光ができる施設及び機械を整備する事業で県補助金が2分の1とのこととあります。

また、同委員から、雇用の確保についての質疑に対し、執行部によりますと、この補助金を

活用するための審査会を開き、季節労働者やパートの方がいる中で正職員の方を雇うなど事業拡大の中で雇用がふえる計画であるとのこととあります。

さらに、別の委員から、他の節納屋業者１２社との関係についての質疑に対し、宗田節のPRがしっかりできれば相対的に認知度が上がり、他の業者にも波及していくとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、６款１項３目観光振興費について。

委員から、市民祭あしずりまつり事業補助金４００万円に関連して、祭り全体にかかった費用及び花火にかかった費用について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、祭り全体でおよそ１,１００万円、うち花火大会に６００万円とのこととあります。

また、同委員から、青年会議所が解散したため、今後、事業の主体となる組織についてどこになるのかとの質疑に対し、執行部によりますと、市、商工会議所及び観光協会の３者が軸となり実行委員会を立ち上げているとのこととあります。

さらに、同委員から、新型コロナウイルス感染症の拡大や景気悪化に伴い、寄附金を集めることができるのか危惧している。今後の方向性はとの質疑に対し、執行部によりますと、実行委員会を開催し日程も決まり、体制も決まった。JCは解散したがメンバーは残っており、ノウハウを引き継ぎながら、クラウドファンディングや花火に特化した寄附金の集め方やふるさと納税も含め、実行委員会で検討していくとのこととあります。

また、別の委員から、ジョン万次郎NHK大河ドラマ化実現事業補助金に関連して、活動内容について説明を求めました。執行部によりますと、主に署名活動を行っており、署名簿はジョン万資料館やジョン万生家にも置いている。啓発周知活動も缶バッジ等を記念品としてグッズづくりなどにも取り組んでいるとのこととあります。

また、同委員から、最近テレビ等でも本市がよく取り上げられている。チャンスであり、二、三年後にジョン万大河ドラマが放映されたら、観光業はV字回復するのではないかと意見に対し、ジョン万次郎の評価自体は高いと認識しており、アメリカ・沖縄・東京の中浜万次郎会などの組織と連携しながらジョン万次郎の功績をもっと広くPRしていく。民放での特番が９月に放映される予定があり、それが起爆剤となることを期待しているとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出中、８款１項６目災害対策費について。

委員から、防災行政無線デジタルシステム設置事業について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、この事業は、防災行政無線をデジタル化して市民への情報提供の手段として活用する事業で、親局は市役所に置き、中継局はスカイラインの現在設置してい

る場所と同じ場所に設置する。子局で聞こえにくい場所については、戸別受信機500局を設置予定としている。また、遠隔制御局については消防本部に設置しており、今後、情報自動配置装置で携帯電話へ情報を流すことなども計画しているとのことであります。

また、委員から、再送信局と屋外拡声子局についての質疑があり、執行部によりますと、再送信局は中継局から電波の届かない地区や戸別受信機に電波を送るもので、屋外拡声子局は各地区に1本ないし2本建っているスピーカーを設置した子局のことで、現在、高性能スピーカーの設置を計画しているとのことであります。

さらに、委員から、戸別受信機はどのようなものかとの質疑に対し、執行部によりますと、ラジオのように受信して音声で放送するもので、聴覚に障害を持っている方のために文字で表示される機種もあるので導入を検討しているとのことであります。

加えて委員から、木造住宅耐震改修費補助金について30件の予算となっているが、希望が多数あった場合、増額することはできないかとの質疑に対し、国と県の予算の枠もあるが要望を行っていくとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第5号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

議案第6号「令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第7号「令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第8号「令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第10号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第11号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第12号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第13号「令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第14号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」

議案第15号「令和2年度土佐清水市水道事業会計予算について」

以上、10件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、総務文教常任委員会副委員長　前田　晃君。

(総務文教常任委員会副委員長 前田 晃君登壇)

○総務文教常任委員会副委員長（前田 晃君） おはようございます。それでは、令和２年土佐清水市議会定例会３月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について御報告いたします。

１、議案第２０号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本議案は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴う条例の改正で、主な改正内容は、幼稚園や保育園での食事の提供に要する費用の取り扱いの変更とのことであります。

令和元年１０月の子供の保育料無償化に伴い、２号認定子ども（保育を必要とする３ないし５歳）の副食費については、これまで保育料に含まれていたものが副食費として保護者負担となりました。また、１号認定子ども（教育を必要とする３ないし５歳）と２号認定子どもの副食費については免除対象の範囲を拡充して、年収３６０万円未満の世帯と第３子以降の子供の副食費を免除する取り扱いとすること、また免除対象にならない子供の食費については、施設での徴収とすることが改正内容になっているとのことであります。ただし本市においては、副食費が免除（無料）にならない子供については、幼稚園では補助金により、また保育園では保育園利用者負担金に関する市の規則により免除の措置をしており、保護者の副食費の負担はないとのことであります。

委員から、副食費の免除対象の範囲と市独自の副食費の免除措置について再確認をし、了承いたしました。

２、議案第１６号「土佐清水市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第１７号「土佐清水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第１８号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第１９号「土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第２４号「土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第２５号「行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関に関する事務の委託について」

議案第 26 号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」

議案第 27 号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」

議案第 28 号「高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について」

議案第 29 号「高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について」

以上、10 件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、産業厚生常任委員会委員長　谷口佳保君。

（産業厚生常任委員会委員長　谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君）　おはようございます。令和 2 年土佐清水市議会定例会 3 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 22 号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、主な改正内容については、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、国民健康保険税率の改定及び保険税の算出方法について、現在の 4 方式から資産割を廃止し、所得割、均等割及び平等割の 3 方式へ変更することの 2 点であります。

保険税率の改定につきましては、平成 30 年度の国保制度改正に伴い、県が財政運営主体となり、国保事業費納付金を県に納める仕組みとなり、制度改正初年度となる平成 30 年度決算については黒字となりましたが、令和元年度については、国保事業費納付金が前年度比約 9.9%増となる 5,678 万 6,000 円の増額となったことから、現時点の決算見込みでは赤字となっており、国民健康保険の健全な運営を維持していくため、平成 26 年度以来の税率改定を行うとのことであります。

委員から、3 方式へ変更すること等により、負担額はどのくらい増額になるのかとの質疑に対し、試算によると 1 世帯当たり 9,240 円、6.5%の増が見込まれているとのことであります。

また、委員から、税率を上げない方策はなかったのかとの質疑に対し、本市としては、受益者負担の考えに基づき、財源不足が起きた場合は当初予算にも計上しているように繰り上げ充

用で対応している。被保険者が減っている中、対応を先延ばしにすると、1人当たりの負担額が大きくなるため、現時点での税率改定が適切と判断しているとのことであります。

さらに、一般会計から不足分を補った場合に、どのようなペナルティーがあるのかとの質疑に対し、国のインセンティブである保険者努力支援制度の中では、法定外の一般会計からの繰り入れに対し、マイナスインセンティブとして交付を受けるべきインセンティブが減額される仕組みが導入される。影響額については試算できないが、厚生労働省が指標として示しているとの説明があり、了承いたしました。

また、反対討論がなされ、国保税の軽減世帯の1割程度が滞納をしていて、税率が上がることで滞納世帯が増加する可能性があるのではないか。国保会計に一般会計から繰り入れることにペナルティーがあるということだが、繰り入れしている自治体もあるので、自治体が判断して実行したらよいのではないか、との反対討論がありました。

2、議案第21号「土佐清水市老人憩いの家設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第23号「土佐清水市物流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第21号及び第23号については全会一致、議案第22号については賛成多数により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

次に総務文教常任委員会副委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会副委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。副委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君登壇)

○7番(岡本 詠君) こんにちは。会派市民のこえの岡本詠です。

議案第22号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正の主な内容については、国民健康保険税の算出方法について、現在の4方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式へ変更することと、令和元年度から国保会計の決算見込みが赤字となる見通しとなり、今後、国民健康保険事業の健全な運営を維持していくために、令和2年度から税率改定を行うということであります。

この税率改定により、所得割12.3%が13.2%に、均等割3万7,000円が5万1,000円に、平等割3万6,000円が3万8,000円にそれぞれ引き上げられます。具体的に言うと、国保税は平均で6.5%ふえ、1世帯当たり年額平均9,240円の引き上げとなります。

まず、1つ目の賦課方式の変更に關しては問題ないかとは思いますが、2つ目の国保税の税率改定については、3点にわたる問題があると考えます。

1つ目は、国保被保険者には低所得者や高齢者が多く、構造的な問題があるため、わずかな数%の税率引き上げでも生活が成り立たなくなるおそれがあるということです。

現在、国保世帯の1割程度が滞納している状況ですが、国保被保険者にとって、今回の保険税率改定はさらなる負担が増すこととなり、さらに滞納世帯がふえる可能性があります。

2つ目は、国保の均等割は、子供など家族がふえるごとに人数分の保険料がふえる人頭税であり、1人1万4,000円の引き上げは家族の多い世帯にとっては大きな負担となります。また、均等割や平等割は所得がない場合でも負担しなければならず、仮に軽減措置があるとして

も大変な負担になっています。

3つ目は、国保の所得に対する保険料負担率は、被用者保険に比べてかなり高くなっており、わずかな引き上げでも大きな負担になるということです。

今回の国保税の引き上げにより、保険料の負担がかさみ、滞納額がふえ、国民皆保険制度としての国保制度そのものを維持できなくなるかもしれません。国保世帯のこれ以上の負担を求めない、つまり保険料を上げない方策を考えるべきだと思います。それは一般会計から国保会計への繰り出しです。これについては、国保加入者の保険料を下げるために、国保加入者ではない住民の税金を使うのはおかしいという声があるようです。

しかし、これには疑問があります。納税者から集めた税金は、それをどのように使うかを議会で話し合って予算として決めます。その使い道は地域社会が共同体として何が必要か、その公共性の度合いによって決まり、国保の公共性はどうか。国保は日本の皆保険制度を支える基盤であって、この保険は、国民がたとえどのような生活状態になったとしても健康で暮らしていける支えになります。この保険はみんなで守っていかなければならないもので、国保は公共性が非常に高いものと言えます。公共性の高い国保に一般会計からの繰り出しをためらう理由はないと私は思います。

以上のことから、議案第22号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の反対討論といたします。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、討論の通告がありますので発言を許します。

3番、武政健三君。

（3番　武政健三君登壇）

○3番（武政健三君）　こんにちは。令和2年3月会議、国保税改定に関する賛成討論をさせていただきます。

議案第22号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

執行部によりますと、今回の税率改定につきましては、本市の国保被保険者の約70%が国保税の軽減対象者であることを考慮し、国保制度にのっとり、可能な限り公費による補填ができるように、県が示す標準保険料率を参考に試算した必要最小限での税率改定であるとのことでもあります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から財政運営の責任主体が高知県となり、市町村とともに制度を担うこととなりましたが、国保財政が赤字となった場合の対応は県の財政安定化基金から貸し付けを受けるほかは翌年度歳出からの繰り上げ充用、保険税率引き上げ、あるいは一般会計からの赤字補填などが考えられますが、赤字補填目的で一般会計から繰り入

れをするということは、本市全体の約 67%を占めている国保以外の被用者保険加入者にも負担を求めることとなります。

被用者保険では、必要に応じ保険料率の改定を行ってきており、公平公正な受益者負担の考え方からしましても、国保財政において不足額が生じたからといって、国保以外の被用者保険加入者に負担を求めることは適切ではないと考えます。

また、国保の被保険者数が毎年約 200 人減少している中、財政赤字を先送りにすることは、さらなる財政逼迫を招くおそれがあることから、現時点で国保税率を改定する必要があると判断するところであります。

以上のことから、国民皆保険の最後の砦であります、国民健康保険を将来にわたって健全に、また本市の方々が安心して医療を受けることができるよう国保運営に努めていただくことを願い、議案第 22 号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」に対する賛成討論といたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第 4 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 6 号）について」、議案第 5 号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」、議案第 6 号「令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 7 号「令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について」及び議案第 8 号「令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」の補正予算案 5 件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって、議案第 4 号から議案第 8 号までの議案 5 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号「令和 2 年度土佐清水市一般会計予算について」、議案第 10 号「令和 2 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第 11 号「令和 2 年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第 12 号「令和 2 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第 13 号「令和 2 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特

別会計予算について」、議案第14号「令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」及び議案第15号「令和2年度土佐清水市水道事業会計予算について」の当初予算案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第15号までの7件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「土佐清水市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市老人憩いの家設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「土佐清水市物流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第２４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関に関する事務の委託について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第２５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第２６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から議案第30号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第30号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって議案第30号を議題とすることに決しました。

議案第30号を議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま、御提案いたしました議案第30号について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第30号につきましては、「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本案は、さきの議案第18号で議決をいただきました会計年度任用職員制度の導入に伴う一部改正でございますが、改正漏れがありましたので追加提案するものであります。

今後は、このようなことがないよう、適正な事務執行に努めてまいりますので、どうか御審

議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

議案第30号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第30号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。議案第30号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から同意案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって同意案第1号を議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

（議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま、御提案いたしました同意案第１号は、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

平成３０年７月４日から同委員として御尽力を賜っておりました、尾崎裕夫氏が一身上の都合により、本年２月１３日付で退任されました。この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げるところであります。

つきましては、その後任として、宮崎敬三氏を選任いたしたいと存じます。

宮崎氏は、高知県職員として平成２６年に退職されるまでの間、土佐清水土木事務所での用地管理業務を初め、幡多福祉保健所、幡多けんみん病院など、多岐にわたる部署で御活躍され、豊富な経験に加え、その人格・識見は同委員として最適任者であると考えているところであります。

どうか審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。同意案第１号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。

同意案第１号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって同意案第１号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。同意案第１号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって同意案第１号は同意することに決まし

た。

日程第２、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第１００条第１３項及び土佐清水市議会会議規則第１６７条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣についてはそのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 大変お疲れさまでございました。市議会定例会３月会議の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

３月会議におきましては、新年度の市政運営の基本となる令和２年度一般会計予算を初め、重要な議案について熱心な御審議を賜り、本日ここに、適切なる御決定をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。審議期間中に一般質問や各常任委員会を通じて、議員各位から寄せられた貴重な御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいります。

特に平成２６年度以来、６年ぶりの改正となった国民健康保険税の税率改正に当たっては、国保運営協議会に諮問し、慎重なる御審議をいただき、その答申と附帯意見に基づき、改正案を提案したところでありますが、低所得者の負担を軽減するため、国民健康保険制度のルールにのっとり、できる限り公費による補填ができるように、県の示した標準保険料を参考に試算しております。

しかしながら、この議案に対し、税率を上げずに一般財源から拠出との反対討論がありましたが、これまでも一貫してお示ししているとおり、国保財政において不足額が生じたからといって国保以外の被用者保険に加入されている約６７％の市民の方に、その負担を求めることは受益者負担の公平性、公正性を確保する上で適切ではないと判断しており、国民皆保険の最後の砦である国民健康保険制度を将来にわたり健全に運営していくための必要最小限の税率改正でありますので、どうか市民の皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。

御承知のとおり、国保制度を安定させるためには、国が制度運営について責任を持って最大限の努力をしていく必要があると考えており、昨年１１月２８日に開催された国保制度改善強

化全国大会において、全国市長会を代表して地方の実情をお訴えし、国に対して国保財政の基盤強化に向けた公費拡充等を求める宣言をしてきたところであります。

今後におきましても、国民にとってはなくてはならない国保制度が安定的に運営され、持続可能な制度となるよう、市長会等、あらゆる機会を通じて働きかけてまいります。

さて、高知県ではこれまで12例の新型コロナウイルスの感染者が確認されましたが、多くの患者の方が退院され、現在入院中の皆様も快方に向かわれているとのことです。また、濃厚接触者全員の陰性が確認されており、さらに今月9日以降は新たな感染者は出ておらず、県内の状況は一定落ちついてきているものと捉えております。

しかしながら、現在も国内外で感染拡大が続いており、引き続き、国、県などの関係機関との連携を密にして、緊張感を持って感染拡大の防止に取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましては、手洗い、うがいの徹底、あるいはせきエチケットといった感染予防の行動をとっていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

一方、非常に残念なことではありますが、患者御本人やその家族、さらには感染拡大防止のために御協力をいただいた医療関係や学校関係者などの方々が、周囲からの心ない言動や過剰な反応などにより大変苦しんでおられるとお聞きしており、デマや誹謗中傷などの人権侵害が決して行われることのないよう、冷静な対応を呼びかけたいと思います。

また、経済面では、本市においても宿泊や宴会のキャンセルが相次ぎ、旅館やホテル、飲食業などを中心に大きな影響が出ております。さらに国内外の経済動向が厳しさを増す中、地方経済への影響を大いに懸念するところです。

このため、国、県における対策などと歩調を合わせ対応してまいります。特に観光面においては事態終息を見据え、観光需要の早期回復を目指したインセンティブ事業など、誘客対策の機を逃すことなく、すみやかに実施できるよう、国、県による経済対策の動向を注視しつつ、準備を進めてまいります。

さらに、この危機的状況を打開するために、市独自の対策として観光関係機関と連携のもと、ゴールデンウィークを対象としてファミリー応援キャンペーンを実施し、冷え込む観光業の活性化を誘発するなどの事業を積極的に展開してまいりますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに当たり、この3月31日付をもって退職する職員の皆様には、長年、市政全般にわたり御尽力を賜り、改めてこの場より心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。皆様方の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、令和2年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前 11時25分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員